

一般財団法人重症筋無力症かけはし基金 理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人重症筋無力症かけはし基金（以下「本法人」という。）の理事会の運営に必要な事項を定め、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成し、本法人の業務執行に関する事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
3. 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(理事及び監事以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、原則として、毎事業年度5月又は6月及び2月又は3月に開催する。開催月が変更となる場合には、同一事業年度における第2回目の理事会の開催日は、第1回目の理事会の開催日から4か月以上離れた日でなければならない。
3. 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

第2章 招集

(招集権者)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

(招集権者の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2. 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の招集を請求することができる。
3. 前条の規定にかかわらず、前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事長に対し、理事会の目的事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の招集を請求することができる。
5. 前条の規定にかかわらず、前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

- 第 7 条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項（議題）を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して、招集通知を発しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第 3 章 議事運営

(議長)

- 第 8 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときにおける議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。
2. 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長の事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議事項)

- 第 9 条 理事会は、本法人の業務執行に関する事項を決定する。ただし、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 理事長及び副理事長の選定又は解職

- (2) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項及び同事項にかかる議案の概要の決定
- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 基本財産の指定
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 多額の借財
- (8) 重要な使用人の選任又は解任
- (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 62 条において準用する第 14 条各号に定める体制の整備
- (11) 次条に定める理事の取引の承認
- (12) 定款第 28 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(理事の取引の承認)

第 10 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間における本法人とその理事との利害が相反する取引
2. 前項の承認を得ようとする理事は、次の事項を理事会に明示するものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
3. 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(決議の方法)

第 11 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行うものとする。

(決議の省略)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(報告事項)

第 13 条 理事長及び副理事長は、定例理事会において、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本法人の定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
3. 理事が第 10 条に定める取引を行った場合又は補償契約に基づく補償を行った若しくは受けた場合、当該理事は、その取引の重要な事実又は補償の内容を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第 14 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的記録により通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、前条第 2 項による報告については、適用しない。

第 4 章 議事録

(議事録)

第 15 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 出席した理事長（理事長に事故があるときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に署名（電子署名を含む。）又は記名押印する。

第 5 章 雑則

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 16 日から施行する。